

霧島市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

霧島市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

令和6年11月25日提出

霧島市長 中 重 真 一

霧島市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

霧島市立公民館の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第118号）の一部を次のように改正する。

別表第5の1の表中

「

| | | |
|----------|-------|------|
| 霧島市福山公民館 | 大会議室 | 310円 |
| | 会議室 | 140円 |
| | 和室 | 140円 |
| | 調理実習室 | 200円 |

」を

「

| | | |
|----------|------|------|
| 霧島市福山公民館 | 大会議室 | 250円 |
| | 中会議室 | 140円 |
| | 小会議室 | 140円 |

」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年2月3日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の霧島市立公民館の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用料について適用し、同日前の使用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

霧島市福山公民館の複合化による改修に伴い、本条例の所要の改正をしようとするものである。